

1. 自己点検・評価 実施概要

本学では、2015年度の自己点検・評価活動を以下の通り実施した。

1.1 目的

- ・PDCA サイクルに基づく全学的な内部質保証システムを運用し、本学の質保証を図るための一助とする。
- ・自己点検・評価活動の結果により挙げられた課題のうち、特に大学全体として優先的に取り組むべき課題を選定し、改善に繋げる。

1.2 実施対象および内容

- ・自己点検・評価は、本学が定める内部質保証に関する方針（下記の枠内を参照）に基づき、「2015年度内部質保証体制図」（別添1）のもと、該当する各部局を対象として行った。

<内部質保証に関する方針>

青山学院大学は、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を実現するため、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルに基づく全学的な内部質保証システムを確立し、本学の諸規則にしたがい全学自己点検・評価委員会を中心とした組織的かつ定期的な自己点検・評価を行い、その結果を改善および改革につなげ、自己点検・評価の結果を含めた本学の諸活動の現況を広く社会に対して公表することによって、質を保証する。なお、大学全体として自己点検・評価を行う際に参照する評価基準は、「大学設置基準」等関連法令を踏まえ、公益財団法人大学基準協会の「大学基準」とする。

- ・自己点検・評価の実施には、本学所定の書式である「部会報告書」「部局自己点検・評価委員会報告書」「自己点検・評価チェックリスト」を用いた。
- ・自己点検・評価は、その内容に応じて、2種類の実施項目に分別される。
 - 1) 当該年度初頭時点の状況について、当該年度内に自己点検・評価する実施項目（以下「年度初頭チェック項目」という）
 - 2) 当該年度末時点の状況について、その翌年度になってから自己点検・評価を実施する項目（以下「年度末チェック項目」という）
- ・実施項目によって、自己点検・評価に取り組むスケジュールが異なることから、各年度の自己点検・評価報告書へ記載する内容は、以下の通りとした。（詳細は、「自己点検・評価報告書記載内容イメージ図（別添2）」を参照。）
 - 1) 2015年度 年度初頭チェック項目
 - ・各部局における自己点検・評価活動
 - ・各部局および部会の自己点検・評価結果に基づく課題抽出
 - ・全学的に取り組むべき優先課題の選定と、それに基づく改善活動および結果

2) 2015 年度 年度末チェック項目

- ・各部局における自己点検・評価活動
- ・各部局および部会の自己点検・評価結果に基づく課題抽出
- ・全学的に取り組むべき優先課題の選定

1.3 実施スケジュール概要

日程	内容
2015年4月29日	第1回全学自己点検・評価委員会開催 ・年度初頭チェック項目に係る自己点検・評価活動の実施（依頼）
2015年4月29日 5月1日、7日	内部質保証システム実務説明会
2015年7月25日	第2回全学自己点検・評価委員会開催 ・全学的に取り組むべき優先課題の選定 ・優先課題に対する実行計画策定（依頼） ・全学自己点検・評価関連規則の見直し ・内部質保証システム改善のためのWG設置
2015年12月2日	第3回全学自己点検・評価委員会開催 ・「青山学院大学自己点検・評価規則」及び 「青山学院大学自己点検・評価委員会規則」全部改正(案)の審議 ・自己点検・評価報告書作成に係る各書類の利用方法
2015年12月4日 ～9日	第4回全学自己点検・評価委員会開催（メール会議） ・「青山学院大学自己点検・評価規則」及び 「青山学院大学自己点検・評価委員会規則」全部改正(案)の承認
2016年2月29日	第5回全学自己点検・評価委員会開催 ・内部質保証システム改善のためのWGによる検討結果の承認
2016年3月28日	第6回全学自己点検・評価委員会開催 ・内部質保証システム改善のためのWGによる検討結果の承認 ・全学的に取り組むべき優先課題に関する年度末報告
2016年4月13日	2016年度第1回全学自己点検・評価委員会開催 ・年度末チェック項目に係る自己点検・評価活動の実施（依頼）
2016年7月16日	2016年度第2回全学自己点検・評価委員会開催 ・全学的に取り組むべき優先課題の選定 ・優先課題に対する実行計画策定（依頼）

（詳細は、「2015年度自己点検・評価報告書に係る内部質保証システムスケジュール（別添3）」を参照。）

1.4 昨年度からの変更点

- ・2014年度までの自己点検・評価活動や、2014年度に大学基準協会に対し行った認証評価申請等を通じ、従来の自己点検・評価に関する体制、運用について課題が見出されたため、全学的なPDCAサイクルを機能させるための新たな内部質保証システムを検討し、2015年度より導入した。
- ・新システムの運用に伴い、「青山学院大学自己点検・評価規則」（以下「自己点検・評価規則」という。）及び「青山学院大学自己点検・評価委員会規則」（新規則名「青山学院大学自己点検・評価に係る委員会規則」）を全部改正した。
「自己点検・評価規則」第6条第1項では、「本学は、毎年度、自己点検・評価を実施し、その結果を含めた本学の現況を広く社会に対して公表するものとする。」とし、同条第2項では、「本学及び本学の各部局等は、自己点検・評価の結果をそれぞれの活動の改善、改革等に繋げるよう努めるものとする。」と規定して、自己点検・評価活動を改善、改革等に繋げることができる体制となった。
- ・新システムの運用に伴い、自己点検・評価結果とそれにもとづく改善活動・結果について、全学自己点検・評価委員会のもとで報告書を作成し、年度ごとに公表することとした。